

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則	給与チーム	1頁
お知らせ	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	給与チーム	2頁
	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	給与チーム	3頁
	一般競争入札	文化財保護チーム	4頁

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則をここに公布します。

平成十五年七月一日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第二号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号。以下「特例条例」といふ。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち教育委員会規則で定めるものの範囲について定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第二条 別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

別表（第二条関係）

<p>一 特例条例別表第一の十五の項イに規定する公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の規定による扶養手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則 第三号。以下この項において「規則」といふ。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第三条の規定による認定 ロ 規則第四条の規定による認定 ハ 規則第五条の規定による証拠書類の提出の請求</p>
<p>二 特例条例別表第一の十五の項ロに規定する公立学校職員の給与に関する条例第十五条の三の規定による住居手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県教育委員会規則 第十四号。以下この項において「規則」といふ。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第七条の規定による確認、決定及び改定 ロ 規則第十条の規定による確認</p>

<p>三 特例条例別表第一の十五の項八に規定する公立学校職員の給与に関する条例第十六条の規定による通勤手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年 三重県人 事委員会規則 第一号。以下この項において「規則」という。）に基 づく次に掲げる事務 イ 規則第四条の規定による確認、決定及び改定 ロ 規則第十八条の規定による確認</p>
--	--

お 知 ら せ

平成15年7月1日付け三重県公報甲外により「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第33号）」の公布、平成15年7月1日付け三重県公報第1484号により「公立学校職員の扶養親族の認定に関する規程の一部を改正する規程（（三重県人事務規程別表第2号） 三重県教育規程別表第2号）」の公布及び「一般競争入札を行う旨」の公告が次のようにされました。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成十五年七月一日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十三号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

<p>十五 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員に係るものに限る。） イ 条例第十五条の規定による扶養手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの ロ 条例第十五条の三の規定による住居手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの ハ 条例第十六条の規定による通勤手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの</p>

別表第二第二号の項イ中「第三十一条の二第二項第十号ハ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十号ハ及び」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ」に改め、「第六十三条第三項第五号イ」の下に「及び法第六十八条の六十九第三項第五号イ」を加え、同項ロ中「第三十一条の二第二項第十一号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二」に、「第六十二条の三第四項第十一号二及び」を「第六十二条の三第四項第十三号二」に改め、「第六十三条第三項第六号」の下に「及び法第六十八条の六十九第三項第六号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年八月一日から施行する。ただし、別表第二第二号の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の別表第一第十五号の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下「条例等」という。）の規定により三重県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により三重県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年七月一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一号様式中

「

所長	
校長	
発 議	決 定
・	・

」

を

認 定 向	校 長	事 務 長		
伺い	年 月 日	決定	年 月 日	

」

「

事務所受付印	学 校	
	校 長 印	受 付 印

」

を

受 付 印	
-------------	--

」

「

認定番号 上記のとおり認定する。 年 月 日 学校長様	認定者名	印
--------------------------------------	------	---

」

「

備 考

」

改め、同様式記入上の注意中第九号及び第十号を削り、同様式記入上の注意第十一号中「認定申請」を「職員申」に改め、同号を同様式記入上の注意第九号とし、同様式記入上の注意第十二号中「A列4判」を「A4判」に改め、同号を同様式記入上の注意第十号とする。

振替用紙	認定番号	備	考	を	備	考	に改める。	

附 則

- 1 この規則は、平成十五年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、相当の間、必要な調整をして使用することができる。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年7月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
文化財等基礎資料整備・普及業務
- (2) 委託業務の内容等
委託業務の内容等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する内容のものとします。
- (3) 委託業務期間
平成15年8月1日（金）から平成16年1月30日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所

埋蔵文化財センター桜橋収蔵庫	津市桜橋2丁目126
齋宮歴史博物館	多気郡明和町竹川503
埋蔵文化財センター	多気郡明和町竹川503
県立博物館	津市広明町147-2
県教育委員会事務局	津市広明町13

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。

- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。
- (4) 委託業務の履行について迅速かつ適正に対応できる者であること。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 委託対象者は、常時雇用する労働者の数が50人未満であり、かつ3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、直近の事業年度の請負額、販売額等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）が3年前に比べ3分の1以上減少している企業であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)まで定める事項を記載した書面（A4版、様式自由）を平成15年7月14日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除きます。）に4の(1)の場所に提出してください。

提出された書面を審査の結果、当委託業務を入札することができるものと認められたものに限りに、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した書面について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社及び公団を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し納入した実績の有無を示す証明書（一覧表による証明又は契約書の写し等）
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) ア又はイによる納税確認（証明）書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。写しでもよい。）
 - ア 県内に本店を有する事業者
 - (ア) すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）
 - (イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）
 - イ 県外に本店を有する事業者
 - (ア) すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）県内に事業所等を有する場合のみとします。
 - (イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）
- (4) 入札参加者に必要な資格に関する事項(6)に該当することを確認できる書類。

4 主な契約条件について

- (1) 本事業従事者の10分の1以上が新規雇用の失業者であること。
- (2) 本事業の事業費（契約額）に占める人件費の割合が5割以上であること。（既存の従業員の人件費も含まれます。）
- (3) 本事業の事業額（契約額）が、事業実施予定期間の前年同期の生産指標の2分の1を越えないこと。

5 入札手続に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局文化財保護チーム 担当 田間、森島
電話 059-224-2999
- (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
入札説明会場で配布します。入札説明会以後は、平成15年7月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までの間に、(1)の場所にて配布します。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成15年7月3日（木）午前9時00分
場所 三重県津市広明町13 三重県庁厚生棟S104会議室
- (4) 入札の日時及び場所
日時 平成15年7月18日（金）午後1時30分
場所 三重県津市広明町13 三重県庁厚生棟S104会議室
- (5) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じとします。
- (6) 契約条項を示す場所

(4)に同じとします。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が入札をするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

ウ 入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した委託業務を実行できると三重県知事が判断した入札者であって規則第66条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、契約金額が事業実施予定期間の前年同期の生産指標の2分の1を越える額となる者がした入札、その他規則第72条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は入札説明書によります。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
株式会社第一プリント社